

「商工業」元気づくり事業費補助金 ご 案 内

京都府と京都商工会議所では、平成26年4月の消費税率引き上げを踏まえて中小小売・サービス業、伝統産業の事業者グループが行う、売上げ向上につながる取組を支援する『「商工業」元気づくり事業』を実施します。

これは、中小企業応援隊の支援策として、対象となる事業者グループのみなさんが平成26年6月までに実施される取組（事業）に必要な経費の一部を補助し、応援しようとするものです。

【申請受付期間】

平成26年4月7日（月）から平成26年4月30日（水）まで
（受付時間：上記期間中の平日午前9時～正午、午後1時～午後5時）

【申請書の提出先】

中小企業応援隊員である経営支援員を経由して京都商工会議所へ提出

【申請要件】

京都商工会議所の中小企業応援隊員（経営支援員）の支援を受ける中小小売・サービス、伝統産業事業者のグループ・組合

【問合せ先】

提出先	管轄行政区	所在地	電話番号
洛央支部	上京区、中京区、下京区、 東山区、山科区	京都市中京区烏丸通夷川上ル 京都商工会議所 1階	075-212-6460
洛南支部	南区、伏見区	京都市伏見区京町北7丁目11 増田組第2ビル 1階	075-611-7085
洛北支部	北区、左京区	京都市左京区下鴨高木町6 アトリエフォー 1階	075-701-0349
洛西支部	右京区、西京区	京都市右京区西院巽町13 西院くめマンション 1階	075-314-8771

京都商工会議所

1 補助対象者

京都市内に事業所等を有する下記の中小小売・サービス業、伝統産業の事業者グループが対象です。

○対象となる事業者グループの定義

小売業・サービス業（商店街関係の団体を除く）			
任意団体	京都市内に主たる事業所等を有する小売・サービス業に係る複数の中小企業者（会社、個人）によるグループで、代表者を定めるとともに、経理処理が的確にできること。		
	○中小企業の範囲		
	業種	従業員基準	資本金基準
	小売業	50人以下	5千万円以下
	サービス業	100人以下	5千万円以下
組合等	小売・サービス業に係る事業協同組合、企業組合等の法人格を有する団体であって、府内の中小企業者が構成員の過半数を占めるもの。		
伝統産業			
京都市内に主たる事業所等を有する京もの指定工芸品及び京もの伝統食品の販売等を行う複数の中小企業者（会社、個人）によるグループで、代表者を定めるとともに、経理処理が的確にできること。			

※構成員が複数市町村にまたがる場合、原則、代表者・組合の所在地で御提出ください。

2 補助対象事業

平成26年4月の消費税率引き上げを踏まえて中小小売・サービス業、伝統産業の事業者グループが行う、グループ構成員の売り上げ向上につながる取組で、平成26年4月1日から6月30日までに実施する事業。

なお、実施される催しについては、「京都ええもん市」の冠を付加するとともに、所定のロゴマークを使用すること。

※当補助金の交付決定前に終了した取組（事業）は、対象外とします。

また、同一取組（事業）について、国や府等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合も対象外とします。

（事業例）

スプリングセール	春に関連する素材などをテーマに需要を喚起すセールを開催
春の行楽イベント	食肉、青果系の組合などが、集客イベントとともに、行楽に向けたバーベキューをはじめとする材料などの即売会を実施
入学、こどもの日 関連イベント	家具、玩具組合などをはじめ、セールにより、こどもに関連する商品の需要を喚起

3 実施期間等

受付期間	平成26年4月7日～4月30日
事業実施期間	平成26年4月1日～6月30日
実績報告書提出期間	事業終了から5日以内

4 補助率等

1 補助事業団体当たり 補助対象経費の2分の1以内（上限300,000円）

5 補助対象経費

・申請取組（事業）の実施に必要な経費で、交付決定日以降に請求・支払い行為が発生したものが対象。

※対象外経費：人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課（消費税など）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の使途として社会通念上、不適切と認められる費用

※補助金交付の目的に従って、誠実に補助事業を行ってください。

6 提出書類等

交付申請書(交付申請書等は、支援を受けている中小企業応援隊員に提出ください。)

7 選考

- ・募集期間終了後、選考を行い、文書により中小企業応援隊員を通して各申請者に選考結果を通知いたします。
- ・補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも希望された金額のすべてに応じられない場合があります。
- ・補助金の支払いは、取組（事業）終了後の精算払いとします。

8 実績報告書の提出について

- ・取組（事業）終了後速やかに実績報告書を京都商工会議所に提出してください。また、領収書や明細がわかる資料の添付（成果物見本や写真等）が必要です。
（その際、取組（事業）実績について経営支援員が確認させていただきます。）
- ・京都商工会議所において実績報告書を受領後、取組（事業）及び経費を審査の上、補助金額を確定し通知します。